

医学部（医科大学）設置による
地域への波及効果分析
報告書

平成26年3月
株式会社三菱総合研究所

平成26年3月20日

医学部（医科大学）設置による地域への波及効果について

1. 目的

- 福島県内に医学部誘致が実現した場合を想定し、福島県にどのような効果がもたらされるかを想定・試算するとともに、実現に向けた対策を整理

2. 前提条件

- 福島県郡山市に654床、学生入学定員100名（収容定員600名）の医学部が設置された場合を想定
- 既存医療機関等を有効活用（粒子線治療施設等の追加投資は想定しない）

3. 検討結果

（1）経済的効果

- ①福島県における人口増加（※同一世帯人員を含む）
 - ・7,194人増加（教職員※：565人、学生：540人、雇用増加※：5,989人）
- ②経済波及効果（福島県）
 - ・建設時：約176億円（直接効果：約128億円、波及効果：約48億円）
 - ・運営時：約297億円（直接効果：約245億円、波及効果：約52億円）

（2）社会的・文化的効果

- ①医学部設置に共通する効果
 - ・医療人材供給による福島県における医師不足解消への貢献・地域医療安定化
 - ・定住人口増加への貢献（県外からの流入に加え、県外への流出の抑制）
 - ・人口増加に伴う地域産業活性化
 - ・研究機能の強化による臨床機能の向上や医療産業の集積等
 - ・地域教育水準の向上
- ②本件に特有の効果
 - ・我が国で約40年ぶりの医学部設置は大事業であり福島県全体のイメージアップに貢献
 - ・福島県における急性期医療に豊富な実績と運営規模を有する病院グループが主体的に参画することにより、医療人材供給の安定性を確保
 - ・教育・研究の機能強化により、がん治療・放射線医療の高度化・国際化がさらに加速
 - ・交流人口の増加（メディカルツーリズム、福島空港のさらなる活性化等）
 - ・医療関連産業の集積促進（福島県医療機器開発・安全性評価センター等との協力推進を図り、福島県におけるメディコンヒルズのさらなる活性化に貢献）

（3）実現に向けた対策

- ・医学部（医科大学）運営における教員等の確保
- ・原発事故によるマイナスイメージや関連する風評被害の払拭（教職員／学生／患者）
- ・福島県立医科大学との連携強化（学生／患者）
- ・人口減少傾向を見据えた大学運営の検討
- ・医師（卒業生等）の東北地方定着に向けた施策検討

以上

医学部(医科大学)設置による 地域への波及効果について

平成26年3月20日

福島県内に医学部誘致が実現した場合を想定し、福島県にどのような効果がもたらされるかを想定・試算するとともに、実現に向けた対策を整理

前提条件 福島県郡山市に654床、学生入学定員100名(収容定員600名)の医学部が設置された場合を想定
既存医療機関等を有効活用(粒子線治療施設等の追加投資は想定しない)

人口増加 (福島県)	7,194人増加	教職員	: 565人	(同一世帯人員を含む)
		学生	: 540人	
		雇用増加	: 5,989人	(同一世帯人員を含む)

経済波及 効果 (福島県)	建設時	約176億円	直接効果: 約128億円	波及効果: 約48億円
	運営時	約297億円	直接効果: 約245億円	波及効果: 約52億円

医学部設置に共通する効果

- 医療人材供給
⇒ 福島県医師不足の解消、地域医療の安定化
- 定住人口増加(県外流入増、県外流出抑制)
- 人口増加に伴う地域産業活性化
- 研究機能強化⇒ 臨床機能向上・医療産業集積等
- 地域の教育水準の向上

本件に特有の効果

- 福島県全体のイメージアップに貢献
- 有力病院グループ⇒ 医療人材供給安定性を確保
- 教育・研究機能強化⇒ がん治療・放射線医療の高度化・国際化加速
- 交流人口の増加(メディカルツーリズム、空港活性化等)
- 医療関連産業集積促進(メディコンヒルズ、福島県医療機器開発・安全性評価センター等との協力推進)

社会的・ 文化的 効果

実現に向 けた対策

- ◆ 医学部(医科大学)運営における教員等の確保
- ◆ 原発事故によるマイナスイメージや関連する風評被害の払拭(教職員/学生/患者)
- ◆ 福島県立医科大学との連携強化(学生/患者)
- ◆ 人口減少傾向を見据えた大学運営の検討、医師(卒業生等)の東北地方定着に向けた施策検討

(仮称) 学校法人国際復興記念大学寄附行為 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、(仮称) 学校法人国際復興記念大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を福島県郡山市八山田六丁目1 1 2番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医科大学その他の教育研究施設を設置経営することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 国際復興記念大学医学部医学科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 教育に係る事業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人

- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち1人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国際復興記念大学の学長
- (2) 国際復興記念大学医学部長
- (3) 国際復興記念大学附属病院院長

- (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人
- (5) 学職経験者のうち理事会において選任した者 1人
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号の理事は、学長、学部長、病院長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

- 第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、法人の日常業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 5人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 5人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

(顧問)

第26条の2 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は1期1年とし、再任されることができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え又はこの法人の財政及び事業について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるができる。ただし、その評決に加わることはできない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人（又は国・地方公共団体）に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人国際復興記念大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（○年○月○日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	○○○○
理事	○○○○
理事	○○○○
理事	○○○○
理事	○○○○
理事	○○○○
監事	○○○○
監事	○○○○
- 3 ○年○月○日まで（設置する学校の卒業生が年齢25年に達するまで）の間は、第24条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは「学校に在籍する者の保護者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この寄附行為（の（一部）変更）は、文部科学大臣の認可の日（○年○月○日）から施行する。

同一敷地内に大学と附属病院等が有機的かつ効率的な配置を実現



「国際復興記念大学設立準備室」

職	氏 名	役職等
代表	渡邊 一夫 (わたなべ かずお)	一般財団法人 脳神経疾患研究所 理事長
	吉本 高志 (よしもと たかし)	一般財団法人 脳神経疾患研究所 最高顧問 元 東北大学 総長 前 独立行政法人 大学入試センター 理事長 第 20 期 21 期 日本学術会議会員
	吉村 泰典 (よしむら やすのり)	新百合ヶ丘総合病院 名誉院長 慶應義塾大学 名誉教授
	本郷 道夫 (ほんごう みちお)	公立黒川病院 管理者 東北大学 名誉教授
	瀬戸 皖一 (せと かんいち)	南東北グループ総長主席補佐監 一般財団法人 脳神経疾患研究所 国際医療推進部長 第 20 期 日本学術会議会員 現在連携会員
	小野寺 慶七 (おのでら けいしち)	一般財団法人 脳神経疾患研究所 常務理事
	高橋 清夫 (たかはし せいお)	一般財団法人 脳神経疾患研究所 大学設置準備室 主幹 前 浜松医科大学 副学長・事務局長

(順不同、敬称略)

「国際復興記念大学設立準備」アドバイザー

職	氏 名	役職等
アドバイザー	有馬 朗人 (ありま あきと)	学校法人根津育英会武蔵学園 学園長 元 東京大学総長
アドバイザー	吉川 弘之 (よしかわ ひろゆき)	独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター センター長 元 東京大学総長
アドバイザー	跡見 順子 (あとみ よりこ)	東京大学 名誉教授

(順不同、敬称略)

「国際復興記念大学設立準備」実務アドバイザー

職	氏 名	役職等
実務アドバイザー (教育カリキュラム)	杉本 俊郎 (すぎもと としろう)	滋賀医科大学総合内科学講座 (地域医療支援) 准教授
実務アドバイザー (教育カリキュラム)	住友 和弘 (すみとも かずひろ)	旭川医科大学循環・呼吸医療再生フロンティア講座 特任講師
実務アドバイザー	古賀 良彦 (こが よしひこ)	杏林大学医学部精神神経科学教室 教授
実務アドバイザー (国際連携)	半田 祐二郎 (はんだ ゆうじろう)	北海道医療大学 国際交流推進室 室長
実務アドバイザー (産学連携)	橋本 弘幸 (はしもと ひろゆき)	株式会社エヌジェイアイ 代表取締役

(順不同、敬称略)

履歴書



氏名 よしむらやすのり
吉村泰典

本籍
現住所
電話



学歴

昭和 44 年 4 月	慶應義塾大学医学部入学
昭和 50 年 3 月	慶應義塾大学医学部卒業

学位

昭和 56 年 10 月	医学博士（慶應義塾大学）
--------------	--------------

職歴

昭和 50 年 5 月	慶應義塾大学医学部訓練医（産婦人科）
昭和 51 年 6 月	国立埼玉病院（産婦人科）出向（昭和 52 年 6 月まで）
昭和 52 年 7 月	横浜警友総合病院（産婦人科）出向（昭和 53 年 8 月まで）
昭和 53 年 5 月	慶應義塾大学医学部助手（専修医）（産婦人科学）
昭和 54 年 7 月	慶應義塾大学助手（医学部産婦人科学）
昭和 56 年 7 月	浜松赤十字病院産婦人科副部長

昭和 58 年 8 月	米国ペンシルバニア病院に留学 (Connely Foundation Fellow)
昭和 59 年 9 月	米国ジョーンズ・ホプキンス大学に留学 (Reproductive Endocrinology, Instructor)
昭和 61 年 9 月	藤田学園保健衛生大学専任講師 (医学部産婦人科学)
平成 2 年 6 月	杏林大学助教授 (医学部産婦人科学)
平成 7 年 11 月	慶應義塾大学教授 (医学部産婦人科学)
平成 15 年より平成 21 まで	慶應義塾大学病院副病院長

学会活動及び役員等

昭和 61 年より	active member, American Society for Reproductive Medicine
平成 2 年より	日本産婦人科・新生児血液学会評議員
平成 2 年より	member, Society for the Study of Reproduction
平成 3 年より	日本受精着床学会評議員
平成 3 年より	member, Endocrine Society
平成 4 年より	日本生殖医学会評議員
平成 7 年より平成 13 年まで	日本産科婦人科学会評議員
平成 7 年より平成 10 年まで	日本内分泌学会評議員
平成 8 年より平成 24 年まで	日本受精着床学会理事
平成 9 年より平成 19 年まで	日本産婦人科内視鏡学会理事
平成 10 年より平成 16 年まで	産婦人科マイクロサージェリー学会理事
平成 10 年より平成 24 年まで	日本内分泌学会代議員
平成 10 年より	日本生殖内分泌学会理事
平成 10 年より	日本哺乳動物卵子学会理事
平成 12 年より	member, Society for Gynecologic Investigation
平成 13 年より	日本産科婦人科学会代議員
平成 14 年より平成 22 年まで	日本生殖医学会常任理事
平成 16 年より平成 18 年まで	日本生殖外科学会理事
平成 17 年より	日本女性心身医学会理事
平成 17 年より	日本ヒト細胞学会理事
平成 17 年より平成 23 年まで	日本産科婦人科学会常務理事
平成 17 年より平成 23 年まで	日本産科婦人科内視鏡学会常務理事
平成 18 年より平成 22 年まで	生殖医学会副理事長
平成 18 年より平成 23 年まで	生殖補助医療研究専門委員
平成 19 年より	東京母性衛生学会理事

平成 19 年より平成 21 年まで	日本内分泌学会広報部会委員
平成 19 年より平成 23 年まで	日本産科婦人科学会理事長
平成 21 年より	日本女性医学学会理事
平成 21 年より	日本ソフロロジー法研究会理事
平成 21 年より	日本エンドメトリーオーシス学会理事
平成 22 年より	日本生殖医学会理事長
平成 23 年より	日本産科婦人科内視鏡学会理事長
平成 23 年より平成 25 年まで	日本産科婦人科学会理事
平成 24 年より	日本受精着床学会常務理事
平成 24 年より	日本内分泌学会評議員
平成 25 年より	日本産科婦人科学会監事
平成 26 年より	日本生殖内分泌学会名誉会員

学外活動及び委員等

平成 6 年より	「Hormone Frontier in Gynecology」編集委員
平成 8 年より平成 19 年まで	「産婦人科の世界」編集委員
平成 10 年より平成 16 年まで	医師国家試験委員
平成 10 年より平成 19 年まで	中央薬事審議会委員
平成 10 年より平成 12 年まで	厚生科学審議会専門委員
平成 12 年より平成 18 年まで	「産科と婦人科」編集委員
平成 13 年より平成 15 年まで	厚生科学審議会委員
平成 13 年より	法制審議会委員
平成 15 年より	日本学術会議泌尿・生殖医学研究連絡委員会委員
平成 15 年より	薬事・食品衛生審議会専門委員
平成 16 年より平成 20 年まで	日中医学協会中国医学研究者委員会委員
平成 16 年より平成 20 年まで	生命倫理安全部会委員
平成 16 年より平成 21 年まで	文部科学省科学技術・学術審議会専門委員
平成 17 年より	日本学術会議連携委員
平成 17 年より平成 23 年まで	厚生科学審議会専門委員
平成 18 年より平成 19 年まで	日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会委員
平成 18 年より平成 22 年まで	成育医療研究委託費運営委員会委員及び 成育医療研究委員委託費運営委員会事前評価部会委員
平成 18 年より	独立行政法人医薬品医療機器総合機構専門委員
平成 18 年より	内閣府総合科学技術会議専門委員

平成 19 年より	日本学術振興会科学研究費委員会専門委員
平成 20 年より 22 年まで	独立行政法人国立成育医療センター研究所評価委員会委員
平成 20 年より平成 24 年まで	日本専門医制評価・認定機構理事
平成 21 年より	独立行政法人国立成育医療研究センター顧問会議委員
平成 21 年より	国立高度専門医療研究センター理事長選考委員会委員
平成 22 年より平成 23 年まで	日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員及び 国際事業委員会書面審査委員
平成 23 年より	医事関係訴訟委員会委員
平成 24 年より	独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会専門委員
平成 25 年より	内閣官房参与
平成 25 年	日本医学会臨床部会運営委員会専門医制に関する委員会委員

賞罰

平成 20 年	松本賞
平成 24 年	日本産科婦人科学会栄誉賞
平成 24 年	福澤賞

以上の通り相違ありません

平成 26 年 3 月

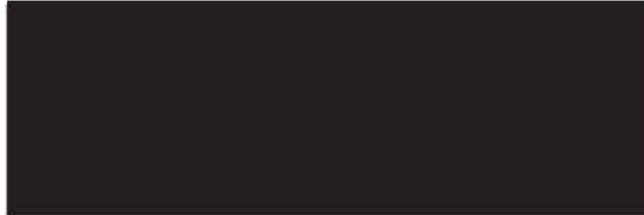
平成 26 年 5 月 21 日現在

履 歴 書

須 田 年 生 （すだとしお）



勤務先



学 歴

1974 横浜市立大学医学部卒業

職 歴

1974- 神奈川県立こども医療センター・内科・ジュニアレジデント
1976- 自治医科大学・小児科・シニアレジデント
1977- 神奈川県立こども医療センター・シニアレジデント
1978- 自治医科大学血液医学研究施設造血発生部門・助手
1982- サウスカロライナ医科大学内科留学・リサーチアソシエイト
（小川真紀雄教授）
1984- 自治医科大学血液医学研究部施設造血発生部門・講師
1991- 自治医科大学血液学・助教授
1992.8- 2002.3 熊本大学医学部遺伝発生医学研究施設・分化制御部門・教授
2000.4- 2001.10 熊本大学発生医学研究センター・センター長
2000.4- 2002.3 同・器官形成部門 造血発生分野・教授
2002.4- 慶應義塾大学医学部・発生分化生物学講座・教授
2005.10-2009.9 慶應義塾大学医学部 総合医科学研究センター長
2008.7.1- 慶應義塾大学 先端研究センター キャリア・ディベロップメント・
センター（医学・生命科学）センター長
2009.10-2012.9 慶應義塾大学医学部・研究委員会委員長
2012.3.5- Visiting Professor,
2014.5, Professor
National University of Singapore (NUS), Cancer Science Institute (CSI)
2013.7.1- 熊本大学客員教授

賞 罰

1990.11 ベルツ賞受賞
2004.11 ベルツ賞受賞
2012.10 日本血液学会賞
2013.2 韓国カソリック大学 Award
2013.10 第一回日本血液学会賞

免許・学位

1974 医師免許証取得（医籍登録 第 223900 号）
1985 医学博士取得（自治医科大学）

加入学会（役職）

日本血液学会（副理事長・評議員）
International Society of Experimental Hematology (ISEH),
2010 President
American Society of Hematology (ASH)

Editorial Boards

2003- “Stem Cells”
2004- “Blood”
2005- “The Journal of Experimental Medicine”
2006-2012 Editor-in-Chief, “International Journal of Hematology”
2007- “Cell Stem Cell”
2010- “Genes to Cells”

主な公的活動

内閣府：日本学術会議 第二部（生命科学系）幹事

文部科学省：

- 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会 特定胚及びヒト ES 細胞等研究
専門委員会 主査
- 科学研究費補助金における評価に関する委員会 評価者

：

厚生労働省

- 厚生科学審議会 ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の見直しに
関する専門委員会 委員

日本学術振興会：

- 世界トップレベル研究拠点（WPI）プログラム委員会 作業部会 委員
- 科学研究費委員会 専門委員

科学技術振興機構

- 戦略的創造研究事業 CREST タイプ「iPS 細胞作製・制御等の医療基盤技術」
研究総括
- 「iPS 細胞等の細胞リプログラミングによる幹細胞研究戦略事業プログラム」
における JST-CIRM 共同 アドバイザー
- 国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）
日本－カナダ共同研究(SICORP)(PO)JST-CIHR Joint Research Program “Epigenetics
of Stem Cells”

理化学研究所：神戸研究所発生・再生科学総合研究センター アドバイザリー・
カウンスル 委員

九州大学生体防御医学研究所：多層階生体防御システム研究拠点運営委員会 委員

Albert Einstein College of Medicine：Advisory

ヒューマンサイエンス振興財団：政策創薬マッチング研究事業共同研究委員会
委員

病態代謝研究会：理事

以 上

24.5.14

Prof. Yujiro HANDA
Dr.med.dent.,Dr.med.sc.(Jpn)
International Health and Communication Studies,
Hospital Management Advisor to Southern TOHOKU Hospital Group
Japan

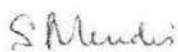
Dear Dr Handa

Thank you for visiting me in Geneva, Switzerland on 15th May 2014 and extending an invitation to be the vice-president of the Kokusa-Fukkou-KInen-daigaku (International Renaissance University) by Southern TOHOKU Hospital Group, Japan. I very much appreciated your detailed explanation of this important project.

I understand that, If it is accredited by the Ministry, the Kokusa-Fukkou-KInen-daigaku (International Renaissance University) will be officially opened in April 2016 and the actual appointment will be done in 2016.

As discussed, if the project is accepted by the Ministry of Education, Japan and the new university is established, I will be pleased to accept the appointment of vice-president, the Kokusa-Fukkou-KInen-daigaku (International Renaissance University), after negotiating the necessary details with the university administration.

Yours sincerely



Professor Shanthi Mendis
MBBS, MD, FRCP. FACC
Senior Adviser, Noncommunicable Diseases
Office of the Assistant Director General
20, Avenue Appia
World Health Organization
Geneva, Switzerland
Tel. +41 22 791 3441
E mail: mendiss@who.int



Dr Shanti Mendis

Role: workshop speaker

Dr Shanthi Mendis MBBS MD FRCP FACC

Dr Mendis has more than 15 years experience in global health and coordinates Chronic Disease Prevention and Management at the World Health Organization, Geneva, Switzerland and has been the Senior Adviser Cardiovascular Diseases. She was Professor of Medicine, at the Faculty of Medicine and Consultant Physician at the Teaching Hospital, Peradeniya, Sri Lanka at the time of being recruited to WHO as a consultant in 1998. She graduated in Medicine from the University of Sri Lanka with first Class Honours and practiced medicine in England and Scotland for 6 years and obtained her postgraduate qualifications from the UK and post doctoral training in research and cardiology in USA. She has wide experience in implementation research, clinical medicine, undergraduate and post graduate training and global public health.

© 2011 - 2014 University of Oxford for Nuffield Department of Population Health

University of Oxford, Old Road Campus, Headington, Oxford OX3 7LF

[Web master](#)

[Cookie statement](#) | [Freedom of Information](#) | [University Privacy Policy](#) | [University Copyright Statement](#) | [University Accessibility Statement](#)



略 歴

平成 26 年 5 月 1 日現在

所 属 公立黒川病院 管理者

氏 名 本 郷 道 夫 男



学歴・職歴

1973 年 3 月 東北大学医学部卒業
1973 年 5 月 国立東京第一病院内科初期研修医
1975 年 5 月 東北大学第三内科 入局（東北大学医学部大学院研究生）
1980 年 4 月 東北大学医学部（第三内科） 助手
1982 年 2 月～1983 年 12 月 米国 Yale 大学 留学 食道運動について研究
1993 年 7 月 東北大学医学部附属病院 心療内科 助教授
1996 年 11 月 東北大学医学部附属病院 総合診療部 教授
1997 年 5 月～ 東北大学医学部附属病院 心療内科 科長（兼担）
2011 年 3 月末日
2005 年 6 月～ 東北大学大学院医学研究科地域医療システム学講座（宮城県寄付
2008 年 3 月末日 講座）教授（兼担）
2012 年 3 月 東北大学退職、東北大学名誉教授
2012 年 4 月 公立黒川病院管理者

・ 所属学会

消化器病関連：日本消化器病学会（財団評議員）、日本平滑筋学会（理事、元理事長）、日本神経消化器病学会（理事長、平成 24 年～）、日本消化管学会（理事）、胃電図研究会（代表）、ほか
心身医学関連：日本心療内科学会（理事）、日本心身医学会（評議員）、日本行動医学会（評議員）、日本絶食療法学会（理事長）、ほか
医学教育関連：**日本医学教育学会（評議員）（監事 平成 15 年～18 年）（理事 平成 19 年～22 年）**
その他：日本内科学会、日本プライマリケア連合学会、日本病院総合診療医学会（理事）、日本自律神経学会（理事）、日本発汗学会（理事）、ほか

・ 国際学会

International EGG Society (Council Member), International Society for the Diseases of the Esophagus (国際食道学会) (Treasurer, 2004 -2010), American Gastroenterological Association (AGA Fellow, 2006-present), Functional Brain Gut Research Group, International Working Group for Classification of Oesophagitis (1996-2012), OMGE - Research & Advisory Committee (World Organization of Gastroenterology/ 世界消化器病学会) (2002-2005); Working Group on Neurogastroenterology & Gastrointestinal Motility, OESO (*Organisation Mondiale d'Etude Specialisees sur les Maladies de l'Oesophage*) (World Organization for Specialized Studies on Diseases of the Esophagus) (Permanent Scientific Committee, 2004 - present), Member of Asia-Pacific Consensus Group on the Diagnosis and Treatment of GERD (2006), Steering Committee Member of Asian Neurogastroenterology and Motility Association (ANMA) (2008 - present)

・ 編集委員

（英文誌）Neurogastroenterology and Motility, Diseases of the Esophagus, J Neurogastroenterology and Motility, American Journal of Gastroenterology, Esophagus, ほか
（邦文誌）略

・その他

東北大学病院卒後臨床研修委員会委員長 (平成 12 年～16 年)

東北大学病院卒後研修センター長 (平成 12 年～16 年)

宮城県医師会副会長 (平成 14 年～16 年)

東北大学医学部教務委員長 (平成 13 年～平成 19 年 3 月)

第 96-101 回医師国家試験出題委員 (平成 14 年～平成 19 年)

東北大学医学部地域医療支援機関委員長 (平成 16 年～24 年)

東北大学医師会会長(平成 16 年 2 月～24 年 2 月)

宮城県医師会代議員会議長(平成 16 年 3 月～22 年 3 月)

全国大学医師会連絡協議会・東北北海道地区代表(平成 18 年～平成 22 年)

東北大学医学部医学科運営委員 (平成 19 年～22 年 (委員長：平成 13 年～18 年))

医療系大学間共用試験実施評価機構医学系 OSCE 事後評価解析小委員会課題改訂専門部会委員(平成 19 年～平成 22 年)

自治医科大学宮城県顧問指導委員 (平成 21 年～現在)

塩竈市立病院事業調査審議会委員 (平成 21 年～現在)

東北大学医学部教務委員長としての業績：医学教育／卒前教育カリキュラム改革（授業時間短縮とチュートリアル教育導入）、OSCE 導入とそのための FD、CBT 導入とそのための IT 部門の確立、地域医療実習導入、卒業試験制度改革、海外医学教育事情視察

現在の主な研究領域：機能性消化管障害、消化管運動異常、逆流性食道炎、消化器心身医学、医学教育、地域医療問題、

・主催学会

平成 14 年 7 月： 第 44 回日本平滑筋学会総会

平成 17 年 1 月： 第 9 回 日本心療内科学会総会・学術大会

平成 12 年 4 月： 第 2 回 日本国際消化管運動研究会

平成 15 年 10 月： 第 2 回 日本神経消化器病学会学術集会

平成 22 年 6 月： 第 51 回日本心身医学会総会ならびに学術講演会

平成 23 年 2 月： 第 2 回 日本病院総合医学会学術集会

平成 24 年 2 月： 第 8 回 日本消化管学会学術集会